

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	22	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	☒ 個人住民税 ☒ 法人住民税 ☒ 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備の促進に向けた所要の措置		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 全国的に不足している産業用地を新たに確保し、国内投資の増加に資する観点から、限られた適地の有効利用及び計画的な土地利用を図るべく、地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備を行う場合において、土地の譲渡に係る税制上の措置を検討する。 ・特例措置の内容 上記特例措置を創設する。		
関係条文	〔 ー 〕		
減収見込額	[初年度] 精査中 （ ー ） [平年度] 精査中 （ ー ） [改正増減収額] ー （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 産業用地に対するニーズが高まる中、限られた適地を有効利用し計画的な土地利用を図ることで、地域経済に波及効果をもたらす高付加価値産業の立地を後押しし、国内投資の増加に寄与する。 （２）施策の必要性 2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（2025 年 6 月閣議決定））を達成するためには、半導体・電子部品の製造工場やデータセンターをはじめとする、地域の特性に応じて高い付加価値を創出する産業施設に活用するための産業用地を確保することが不可欠だが、こうした施設の中には、広大な敷地を要する、多量なエネルギーを消費する、豊富な水資源を要する、精密機器を安全に運搬するための交通の利便性が必要になるといった、立地条件が厳しく、適地が限られる施設が存在。 こうした施設の立地需要に対応し、地域に付加価値を創出する産業用地の整備を進めるためには、限られた適地を有効利用し、計画的に開発することが不可欠となる。 産業用地整備は、地方公共団体や土地開発公社が地域の特性・実情を踏まえて行っているが、一方で、地方公共団体の中には用地整備に必要なノウハウの不足（技術者の不足）や、整備に係る財政負担の大きさ、土地開発公社の減少により、産業用地整備が難しい状況になりつつあることから、ノウハウ等の補完のために民間開発事業者と連携し、産業用地整備を行う地方公共団体もある。 地方公共団体が単独で行う産業用地整備に加えて、民間開発事業者と連携して行う産業用地整備の事業においても、土地の譲渡に係る税制措置を講ずることにより、限られた適地の有効利用及び土地の計画的な利用を図り、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）】 Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。
		政策の達成目標	2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標の達成に向け、地域経済に裨益する高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の確保を後押しする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	検討中
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地方公共団体が、地域経済に波及効果を及ぼす高付加価値産業の基盤となる産業用地の整備を、地域の特性・実情を踏まえて行っている一方、令和 7 年 7 月に経済産業省が実施した調査では、今後産業用地を造成する際に、民間開発事業者と連携したいと考えている地方公共団体が約 60%に上ることから、地方公共団体が単独で行う産業用地整備に加えて、民間開発事業者と連携して行う産業用地整備の事業において、税制措置を講ずることは有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の適地が限られてきている現状において、地域経済に波及効果をもたらす産業用地を整備する際、地方公共団体が単独で行う産業用地整備に加えて、民間開発事業者と連携して行う産業用地整備の事業においても、土地の適正な利用・管理の観点等から土地の譲渡にかかる税制措置を設けることは、政策手段として有効且つ妥当である。

これまでの 税負担軽減 措置等の適 用実績と効 果に関連す る事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—